

令和6年第5回農業委員会総会会議録

令和6年第5回船橋市農業委員会総会を5月9日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（12人）

石山 幸男 齋藤 教子 金子 しのぶ 豊田 豊 長嶋 雄一 小川 晃 平野 恵昭
神山 茂樹 高橋 光一 藤家 雅子 宍倉 由紀雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

伊藤 栄一

欠席委員（2人）

藤平 尚志 藤城 孝義

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。 なお、藤城孝義会長職務代理者、藤平尚志委員から欠席の連絡が入っております。 事務局、傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 4番、豊田豊委員と、10番、藤家雅子委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。

	局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。
高橋審査班長	それでは、今日2日、長嶋雄一委員、伊藤栄一推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。 議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。 議案第1号の1につきましては、東船橋に在住の譲受人が、担い手不足で耕作が困難となっている当該地を賃借し、新たに農業経営を開始するものです。 農業従事者は2名、世帯従事日数は150日、農機具を一式保有しております。 以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われま。
議長	ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。
小川委員	小川委員。 譲受人は新規就農者ですか。
議長	事務局。
事務局	はい。船橋市では新規就農者になります。
議長	石山委員。
石山委員	田で新規就農者と理解してよろしいですか。
議長	審査班。
高橋審査班長	譲受人は農業大学校で勉強しまして、田でブルーベリーの栽培をこれから始めます。
石山委員	分かりました。
議長	ほかにご質問、ご意見ありますか。

アルト舗装による自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が飯山満駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図6から8ページをご覧ください。

議案第2号の2につきましては、近隣で廃棄物収集運搬業を営む法人から要望を受け、駐車場として整備し、貸し出すものです。

なお、当該地は一部に既に砕石敷きがされているため、始末書が添付されております。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲には単管パイプを施工し、また、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長
議長
高橋審査班長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から4を上程いたします。

本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図9から11ページをご覧ください。議案第3号の1から2につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

議案第3号の1から2につきましては、屋根工事業を営む会社の代表取締役である譲受人が、本社に併設する既存資材置場周辺の宅地化が進み利便性が低下したため、利便性の高い当該地を資材置場として整備し、会社に貸し出すものです。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲には万能鋼板を施工し、また、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

資力については、証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図12から14ページをご覧ください。

議案第3号の3につきましては、塗装業を営む譲受人が、現在借り受けている既存の資材置場を返却することに伴い、利便性の高い当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水については、自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

資力については、証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接

していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図15から17ページをご覧ください。

議案第3号の4につきましては、現在アパートに居住している譲受人が、父が所有する申請地を使用貸借により借り受け、都市計画法第34条第11号により専用住宅1棟を建築するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は、敷地内浸透及び集水ます、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置し、前面道路集水ますへ接続することから、隣接地等へ被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して理解した上で、申請地に居住する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地は譲渡人所有の農地以外はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中でありま

す。資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認して

います。農地の区分については、現地在街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断

します。以上、4議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

齋藤委員。

齋藤委員

4番ですが、専用住宅1棟ということで、使用貸借永年はどういうことなのか教えてください。

議長

審査班。

高橋審査班長

これは譲渡人の親族の専用住宅です。

そのまま渡してしまうと生前贈与になってしまうので、生前贈与ではなくて永年でやって、相続のときにまた変更するということになると思います。

齋藤委員

分かりました。

議長

ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第4号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第4号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は5ページです。

本件につきましては、飯山満町2丁目に在住していた農業従事者が令和5年11月に死亡したことにより、当該土地所有者の法定相続人から生産緑地の指定を受けている飯山満町2丁目の畑2筆、計761平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったと思われまます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって認定することに決しました。

局長。

局長

令和6年度第2次農用地利用集積計画について、議案第5号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第5号につきましては、令和6年度第2次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は6ページです。

農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は豊富町の畑1筆、4,459平方メートルのうち2,800平方メートルに賃借権6年、2は小室町の田6筆、計2,624平方メートルに賃借権6年。以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認、調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第2次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第6号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第6号につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は7ページです。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の賃借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。

このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

該当地は生産緑地である前貝塚町の畑1筆、1,759平方メートルに使用貸借による権利5年を設定するものです。

事務局において、事業計画について確認、調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われま。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

齋藤委員 齋藤委員。

齋藤委員 都市農地の貸借で生産緑地ということですが、使用貸借5年、使用貸借という貸し借りのお金の発生はしないということですね。

議長 事務局。

事務局 おっしゃるとおり、賃料は無料ということで聞いております。

議長 齋藤委員。

齋藤委員 といたしますと、このお二人の関係性と、使用貸借5年といたしますと、5年後もし返却になった場合に、結局、生産緑地をそのまま続けていくのか予定をお聞きできればと思います。

議長 事務局。

事務局 こちらの契約に関しましては、既に5年経過後新たに、今回、更新を迎えて更新の手続きをされたものになりますので、また次の5年経過した時点で土地所有者がご判断されて、場合によってはこのような手続きを踏まえて、法にのっとり貸し借りを続けら

れる可能性があると考えております。

以上です。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい。分かりました。

議長

ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議案第7号を上程いたします。

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第7号につきましては、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてでございます。議案書は8ページです。

相続税納税猶予の特例適用を受け、20年間の営農の継続により納税が免除される者について、東京国税局長から該当する農地の利用状況について確認書の提出が求められたものです。

確認内容としましては、1、自ら所有し、自ら農地として使用している。2、自ら農地として使用していない。3、譲渡等により現在所有していない。4、その他。以上の4つから選択して回答するものです。

相続人の住所、氏名、農地の相続日と免除の予定日、該当する農地の所在、筆数及び面積につきましては、議案書のとおりとなります。

3月に事務局にて現地調査及び4月に相続人への事情聴取を行い、これらの農地が適切に耕作されていることを確認いたしました。

たので、該当農地について、「1、自ら所有し、自ら農地として使用している」として回答することを諮るものです。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について承認することに賛成の方の挙手を求めます。全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長 令和5年度最適化活動の点検・評価の実施について、議案第8号を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、本議案は、各推進委員の活動の評価も含まれていることから、伊藤推進委員の退席を求めます。

—————伊藤推進委員退室—————

議長 本議案につきましては、3月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。

農政小委員長の報告を求めます。

農政小委員長 本件につきまして、3月総会において農政小委員会に付託された議案となります。3月の農政小委員会、4月の推進委員連絡協議会、4月の推進委員と農政小委員会との合同会議、そして、5月の推進委員連絡協議会で検討を行い、本日開催した農政小委員会で最終案を決定いたしました。

それでは、内容を事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、令和5年度最適化活動の点検・評価の実施についてご説明いたします。

国からの通知により、年度末の実績を踏まえた農業委員会活動全体の点検・評価を実施・公表しなければならず、また、推進委員においては、自身の活動の実施状況及び目標の達成状況について自ら点検・評価を行い、農業委員会総会にて承認を受ける必要があります。

先ほど農政小委員長よりご説明いただきましたとおり、農業委員会活動及び各推進委員の活動の点検・評価につきましては、農政小委員会においてご審議いただき、最終案を決定していただきました。

なお、事務局の説明は、推進委員の活動の点検・評価である別紙様式3と農業委員会活動全体の点検・評価である別紙様式4から6を一括して行います。

ご質問等は最後にまとめてお伺いいたしますので、ご了承ください。

また、農政小委員の皆様におかれましては、説明が農政小委員会と重複いたしますが、ご容赦ください。

それではまず、推進委員の活動の点検・評価を行います。

初めに、配付資料、別表、目標の達成状況の評語の適用方法をご準備ください。こちらが国から示された採点表であり、各推進委員の活動の点検・評価及び農業委員会活動全体の点検・評価において使用いたします。事務局の説明と併せてご確認ください。

それでは、配付資料、別紙様式3、推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価を説明いたします。こちらは推進委員ごとに作成しておりますので、全13名分をお配りしております。

まず、一番上の〇〇推進委員の別紙様式3をご覧ください。(1)最適化活動の実施状況には、推進委員の皆様から毎月ご提出いただいている活動記録を基に記載しております。

なお、表の項目にある活動日数、意向把握の実施回数、話合いの参加回数及び関係機関との打合せの実施回数については実際の回数を、その他の項目については、月に1回以上実施されたものについては丸を記入しております。〇〇推進委員には年間で106日、最適化活動を行っていただいたこととなります。

続きまして、(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果について説明いたします。

①成果目標の達成状況をご覧ください。目標については、船橋市農業委員会全体の最適化活動の目標を担当区域ごとに割り振ったものです。

実績については、事務局にて農地台帳等から集計したものとなります。

達成状況については、それぞれの実績を目標で除したものとなります。

続きまして、②自己の点検・評価について説明いたします。

活動の実施状況や成果目標の達成状況を採点表の裏面、2、推進委員等の評語、表2に基づいて採点した結果を記載しております。例えば〇〇推進委員の場合、活動実績の①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況（年間平均）は、活動日数の合計が106日であり、月の活動目標10日の12か月分である年間目標120日を下回っていますので、表2の「目標を下回った」に該当し、獲得点数は2点となります。

その下、②月当たりの最適化活動の日数（年間平均）は、備考欄に記載のとおり、活動日数合計106日を12か月で割りますと月平均が8.8日となり、表2の「8日以上～13日未満」に該当しますので、獲得点数は8点となります。

続きまして、右側の成果実績の①農地の集積についてですが、達成状況が85.08パーセントですので、表2の「達成率90パーセント未満」に該当し、獲得点数は1点となります。

②緑部分の遊休農地の解消についてですが、達成状況が0.0パーセントですので、表2の「達成率90パーセント未満」に該当し、獲得点数は1点となります。

③新規参入の促進についてですが、達成状況が2,375パーセントですので、表2の「達成率110パーセント以上」に該当し、獲得点数は4点となります。

最後に、2、農業委員会による点検・評価について説明いたします。採点表を併せてご覧ください。

全体としての評語につきましては、②自己の点検・評価の点数を足し上げた結果、合計点が該当する表1の評語を記載しています。

〇〇推進委員の場合、表2の合計が16点となりますので、表1の「15点以上、20点未満」に該当し、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」と記載しております。

その右側の総会で出された意見につきましては、意見があった場合は記載し、意見がない場合は「特記事項なし」と記載いたします。

なお、②月当たりの最適化活動の日数（年間平均）に関しまして、令和5年7月より新たに推進委員になられた方々につきまして

各委員
事務局

は、7月から3月の9か月間の月平均にて計算しております。

それでは、しばらく時間をお取りしますので、13名分の記載内容をご確認ください。

————— 推進委員の最適化活動の点検・評価（13名分） —————

よろしいでしょうか。

別紙様式3の説明は以上です。

続きまして、農業委員会活動全体の点検・評価を行います。

なお、別紙様式4と別紙様式6についてですが、こちらは次にご説明いたします別紙様式5の内容を転記したものといたしますので、説明は省略いたします。

それでは、別紙様式5、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明いたします。なお、先ほどの採点表の表面、Ⅰ農業委員会の目標の評語を使用しますので、事務局の説明と併せてご確認ください。

1ページ目、Ⅰ農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）についてですが、国の統計など記載のとおりであり、計画策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。

2ページ目、Ⅱ最適化活動の実施状況、農業委員会の実績及び点検・評価結果、1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積、①現状及び課題と②目標についてですが、こちらも記載のとおりであり、計画策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。

③実績についてですが、今年度末の実績にて更新しています。今年度末の集積面積（累計）（G）は378.9ヘクタールでありましたので、目標に対する達成状況（E）分の（H）は85.99パーセントとなりました。

したがって、農業委員会の点検結果は、採点表の表面、表2の（1）成果目標、①農地の集積に基づき、目標に対する達成状況が85.99パーセントですので、達成率90パーセント未満と記載しています。

引き続き2ページ目、（2）遊休農地の発生防止・解消について、①現状及び課題と②目標についてですが、こちらも記載のとおりであり、計画策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。

3 ページに移りまして、③実績についてですが、今年度末の実績にて更新しています。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積 (D) は 1.8 ヘクタールでありましたので、今年度の目標に対する達成状況 (C) 分の (D) は 36 パーセントとなりました。

④その他につきましては、令和 5 年度農地利用状況調査の結果を記載しています。

したがって、農業委員会の点検結果は、採点表の表面、表 2 の (1) 成果目標、②緑区分の遊休農地の解消に基づき、目標に対する達成状況が 36 パーセントですので、達成率 90 パーセント未満と記載しております。

引き続き 3 ページ、(3) 新規参入の促進について、①現状及び課題と②目標についてですが、こちらも記載のとおりであり、計画策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。

4 ページにつきまして、③実績についてですが、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積 (B) は、3 月中に推進委員の皆様に取り組んでいただいた新規参入の促進意向確認の集計結果を記入し、6.55 ヘクタールとなりました。こちらの数値は船橋市のホームページに公表しており、URL を記載しております。その他の方法では公表しておりません。

目標に対する達成状況 (A) 分の (B) は 1,310 パーセントになりました。

したがって、農業委員会の点検結果は、採点表の表面、表 2 の (1) 成果目標、③新規参入の促進に基づき、目標に対する達成状況が 1,310 パーセントですので、達成率 110 パーセント以上と記載しております。

引き続き 4 ページ目、2、最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてですが、記載のとおり 10 日となります。

(2) 活動強化月間の設定についてですが、①目標は記載のとおり 3 回設定し、②実績は目標のとおり 3 回実施していただきましたので、その旨記載しております。内容は記載のとおりです。

なお、記入欄はございませんが、採点表の表面、表 2 の (2) 活動目標、①活動強化月間の実施をご参照いただき、「達成状況、3 月以上実施した」に該当いたします。

5 ページに移りまして、(3) 新規参入相談会への参加についてですが、①目標は記載のとおりであり、②実績は目標のとおり実

施していただきましたので、その旨記載しております。内容は記載のとおりです。

なお、こちらにも記入欄はございませんが、採点表の表面、表2の(2)活動目標、②新規参入相談会への参加をご参照いただき、「達成状況、推進委員等が1名以上参加した」に該当いたします。

同じく5ページ目、目標の達成状況の評語について説明いたします。

採点表の表面、表2の各項目の点数を合計し、表1の評語を決定します。

表2をご覧ください。(1)成果目標の①農地の集積は達成状況が85.99パーセントですので、達成率90パーセント未満が該当し、獲得点数は1点です。

②緑区分の遊休農地の解消は達成状況が36.0パーセントですので、達成率90パーセント未満が該当し、獲得点数は1点です。

③新規参入の促進は達成状況が1,310パーセントですので、達成率110パーセント以上が該当し、獲得点数は5点です。

(2)活動目標の①活動強化月間の実施は、3月以上実施しましたので、獲得点数は1点です。

②新規参入相談会への参加は、推進委員等が1名以上参加しましたので、獲得点数は1点です。

したがって、獲得点数合計は9点となり、表1の「5点以上10点未満」に該当しますので、評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」と記載しております。

推進委員等の点検・評価結果は別紙様式3を集計した結果、記載のとおりです。

最後に、6ページ目、Ⅲ事務の実施状況についてですが、農地法に係る事務の点検につきましては、全て適切に行われております。

年度末の集計により1年間の処理件数等は記載のとおりです。

以上で、別紙様式5の説明を終わります。

事務局からの説明は以上です。

どうもありがとうございました。以上が、農政小委員会で作成した案となります。

報告は以上です。

農政小委員長

議長

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしという声がありました。それでは、採決いたします。

本議案について、令和5年度最適化活動の点検・評価の実施とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

伊藤推進委員、入室をお願いします。

—————伊藤推進委員入室—————

議長

それでは、引き続き事務局より報告がございます。

局長

事務局より報告事項が7件ございます。

まず初めに、報告事項(1)、議案書は9ページから11ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、3月中に12件の届出を受理いたしました。

報告事項(2)、議案書は12ページから15ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、3月中に20件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項(1)、(2)の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項(3)、議案書は16ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の合意解約がありました。

報告事項(4)、議案書は17ページから20ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、12件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項(5)、議案書は21ページから25ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、14件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたしま

す。

報告事項（6）、議案書は26ページになります。農地の転用事実に関する照会について、1件を局長専決として回答いたしました。

最後に、報告事項（7）、議案書は27ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、2件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたします。（午後3時56分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農委だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時59分第5回農業委員会総会の閉会を宣言した。